

令和4年度交流促進パワーアップ事業 実施要領

第1条 地域団体が、協働のネットワークを広げることなどにより、地域社会の共同利益の実現を図る取り組み（以下「事業」という。）に対し、こころ豊かな美しい丹波地域推進会議（以下「地域推進会議」という。）が行う交流促進パワーアップ事業の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 地域推進会議は、予算の範囲内において、この要領に基づき事業に要する経費を助成するものとし、当該助成の対象となる事業にかかる助成の要件、助成金の額等は別に定める。

第3条 事業を実施するために助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の代表者は、助成金申請書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて、地域推進会議会長（以下「会長」という。）に、その指定する期日までに提出するものとする。

第4条 会長は、助成金の申請があった場合には、助成の適否について公開審査を実施し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めた場合は、助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）する。

- 2 会長は、公開審査において公正な審査を行うため、有識者等に審査を依頼する。
- 3 会長は、公開審査の結果に基づき、助成金を交付決定する場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定しない場合には、公開審査結果通知書（様式第3号）により申請団体の代表者に通知する。
- 4 会長は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

第5条 助成金の交付決定を受けた申請団体の代表者（以下「助成事業者」という。）が、次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ、助成金変更交付申請書（様式第4号）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（会長が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更
 - (3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（会長が別に定める軽微な変更を除く。）
- 2 会長は、前項の申請があったときは、書類審査のほか、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該変更が適当であると認められるときは、その旨を助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

第6条 助成事業者は、事業を中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

第7条 助成事業者は、事業が完了したときは、事業の実績について、実績報告書（様式第8号）に別に定める書類を添付し、別に定める期日までに会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の実績報告があったときは、書類審査のほか、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該事業の成果が助成金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第9号）により当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 会長は、確定した助成金の額が交付決定額（第5条の規定により変更された場合には、同条の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略

することができる。

4 会長は、必要に応じて中間検査を行うことがある。

第8条 会長は、助成金の額の確定後、助成事業者から提出される助成金請求書（様式第10号）により、口座振込で助成金を交付する。

2 助成事業者が、助成金の受取りを他者に委任する場合は、委任状（様式第11号）を提出するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、助成事業者から提出される助成金概算払請求書（様式第12号）により概算払をすることができる。

第9条 会長は、助成事業者が事業を実施できなかった場合又は助成金を事業以外の用途に使用した場合においては、助成金の返還を求めることができる。

第10条 助成事業者は、事業の実施、助成金の交付等に関し、会長から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 助成事業者は、会長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、書面により当該報告をしなければならない。

3 助成事業者は、地域推進会議が開催する報告会において、事業の概要や成果などを報告するものとする。

4 会長は、事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、実績報告書の内容を県民局ホームページや事例集等で紹介することがある。

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

令和4年2月16日制定

【実施要領の別に定める事項】

関係条項	内 容
<p>第2条</p> <p>・助成の要件</p> <p>・助成金の額等</p>	<p>1 助成の要件</p> <p>(1)対象団体</p> <p>地域団体の単位組織、連合組織（校区、市域、県民局ブロック等）及び地域団体が各種団体とともにつくる実行委員会組織とする。</p> <p>【地域団体とは】</p> <p>自治会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、愛育会、いずみ会など「こころ豊かな美しい丹波地域推進会議」の構成団体のほか、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、特定非営利活動法人（NPO法人）、学生団体などのことをいう。</p> <p>要件は以下のとおり。</p> <p>ア 丹波地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。（中学校・高等学校等の学校内に事務局をもつグループの場合を除く。）</p> <p>エ 規約や代表者を定めていること。</p> <p>オ 中学生・高校生等が主体のグループにあっては、教諭、顧問又は保護者等生徒以外による金銭管理ができること。</p> <p>(2)対象事業</p> <p>ア ユース枠</p> <p>下記の(ア)～(エ)の要件をすべて満たす事業</p> <p>(ア) 中高生等の丹波地域の若者が主体となって行う事業や中高生等の丹波地域の若者を対象に行う事業で、ふるさとの風土への理解を深め、地域への愛着の醸成に資すると認められるもの。</p> <p>(イ) 対象団体が1つ以上の地域団体と協働して主体的に取り組む新規又は拡大事業で、事業の継続や発展が将来的に認められるもの。</p> <p>既存の事業に新たな取り組みを加えた事業も対象とする。</p> <p>(ウ) 次の基準全てに該当し内容が優れたもの。</p> <p>a 地域団体の企画力の強化、情報・ネットワーク機能の強化又は組織基盤・事務局機能の強化のための新しい取り組みであること。</p> <p>b 他の地域団体のモデルとなる取り組みであること。</p> <p>c 地域社会の共同利益の実現につながる取り組みであること。</p> <p>(エ) 同一年度内に1団体につき1事業のみを対象とする。</p> <p>イ 一般枠</p> <p>上記のアの要件のうち、(イ)～(エ)を満たす事業</p>

関係条項	内 容																		
	<p>(3) 対象外事業</p> <p>ア 地域団体及び地域団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業</p> <p>ウ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業</p> <p>エ 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）」に規定する、次に掲げる者が実施する事業。</p> <p>(ア) 条例第2条第1号で規定する暴力団</p> <p>(イ) 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(ウ) 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(エ) 次のいずれかに該当する者</p> <p>a 団体の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者</p> <p>b 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>c 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者</p> <p>d 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>e 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>オ 定期的（毎年、毎月等）に実施されている又は実施されていた事業（新たな取り組みを加えることにより、活動の広がりが認められる場合を除く。）</p> <p>カ 単に備品購入又は施設整備のみを目的とする事業</p> <p>キ 兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助金・助成金等を受けている事業</p> <p>ク 過去5年間に於いて交流促進パワーアップ事業助成金の交付を3回受けた地域団体が実施する事業</p> <p>(4) 対象事業の実施期間</p> <table border="1" data-bbox="416 1462 1445 1626"> <thead> <tr> <th>募集期別</th> <th>事業着手日</th> <th>事業完了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>令和4年4月1日以降</td> <td>令和4年5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>令和4年4月1日以降</td> <td>令和4年6月1日以降 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 助成の内容</p> <p>(1) 助成金額</p> <p>25万円以内（千円単位）</p> <p>募集枠ごとに、以下のとおり助成対象経費に対する助成率を定める。</p> <table border="1" data-bbox="440 1823 1422 1986"> <thead> <tr> <th>枠</th> <th>助成率</th> <th>募集团体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユース枠</td> <td>2/3以内</td> <td>2枠</td> </tr> <tr> <td>一般枠</td> <td>1/2以内</td> <td>10枠</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 助成対象経費・助成対象外経費</p> <p>【別紙】のとおりに</p>	募集期別	事業着手日	事業完了日	第1期	令和4年4月1日以降	令和4年5月31日まで	第2期	令和4年4月1日以降	令和4年6月1日以降 令和5年3月31日まで	枠	助成率	募集团体数	ユース枠	2/3以内	2枠	一般枠	1/2以内	10枠
募集期別	事業着手日	事業完了日																	
第1期	令和4年4月1日以降	令和4年5月31日まで																	
第2期	令和4年4月1日以降	令和4年6月1日以降 令和5年3月31日まで																	
枠	助成率	募集团体数																	
ユース枠	2/3以内	2枠																	
一般枠	1/2以内	10枠																	

関係条項	内 容
	<p>3 助成の決定</p> <p>申請書類による1次審査を行い、1次審査通過団体について「地域づくり活動支援会議」による公開審査を経て助成団体及び助成金額等を決定する。</p> <p>なお、1次通過団体は必ず公開審査に出席することとする。</p> <p>公開審査会 第1期 令和4年3月27日(日) 第2期 令和4年5月22日(日)</p> <p>(審査基準)</p> <p>ア 地域課題を的確に認識し、その課題解決(共同利益の実現)につながるか。</p> <p>イ 事業内容に新しい工夫が見られ、他の地域団体のモデルとなるか。地域への効果は大きいか。</p> <p>ウ 他の地域団体との協働、構成員が役務の提供等で積極的に参加するなど、多くの地域住民等が関わりを持っているか。</p> <p>エ 事業計画上ソフト事業のウエイトが高いか。予算の積算、自己資金は適正か。次年度以降の展開の可能性が期待できるか。</p> <p>オ 地域団体の活性化につながる取り組みであるか。</p>
<p>第3条</p> <p>・申請書添付書類</p> <p>・申請期日</p>	<p>1 添付書類 事業計画書、収支予算書、申請団体の規約</p> <p>2 指定期日 第1期 令和4年3月11日(金) 第2期 令和4年4月30日(土)</p>
<p>第5条</p> <p>・変更交付申請書添付書類</p>	<p>1 添付書類 事業計画書、収支予算書</p> <p>2 軽微な経費配分の変更 助成事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、助成対象経費区分相互間の変更を行うもので、助成金額に変更を生じないもの</p> <p>3 軽微な事業内容の変更 助成事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、事業計画の細部を変更するもの</p>
<p>第7条</p> <p>・実績報告書添付書類</p> <p>・提出期日</p>	<p>1 添付書類 事業実施報告書、収支決算書、領収書等(経費及び内訳が確認できるもの)、写真、記事、チラシ等印刷物</p> <p>2 指定期日 事業完了後14日以内、または令和5年4月10日(月)のいずれか早い日。</p>
<p>第8条</p> <p>・概算払の要件</p>	<p>1 概算払の要件等 事業の一部が終了した場合、又は事業が実施されることが確実と認められる場合、助成額の1/2を限度として経費を支払う。(千円単位)</p> <p>2 添付書類 事業に要した経費及び内訳を確認できる書類(領収書、請求書)</p>

令和4年度交流促進パワーアップ事業の助成対象経費・対象外経費

(1) 助成対象経費（例示）

謝金	講師・一時保育・手話・要約筆記等の謝金 ※1人1回あたり3万円を上限とする
旅費	講師等交通費（実費）
需用費	活動に要する消耗資材、書籍、事業目的遂行に必要な食材費
印刷費	冊子、募集チラシ、会議資料等の印刷代 ※チラシ等広報印刷物には、交流促進パワーアップ事業による助成を受けている旨の記載が必要
役務費	郵送・郵券代、通信運搬費、振込手数料
保険料	イベント保険、ボランティア保険 ※申請団体の構成員に係るものは対象外
委託費	会場設営など専門業者に委託する代金 ※助成対象経費の1/2を上限とする
使用料	会場使用料、機器レンタル・リース料
その他	審査で必要と認められるもの

(2) 対象外経費（例示）

謝金	講師等謝金の上限額（1人1回あたり3万円）を超える部分 申請団体の構成員への謝金
旅費	申請団体の構成員の交通費
食糧費	会議等での弁当・食事・お茶・お酒
需用費	イベントの記念品・参加賞、販売物の仕入れ材料費
備品	概ね1年以上使用に耐え、かつ購入価格が10万円以上のもの
使用料	申請団体の構成員が所有する草刈り機・軽トラ等の労務や物品提供に係る使用料
その他	領収書がない等、用途が不明な経費